

# 小中一貫校、義務教育学校などについて

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		小中連携（エリアファミリーなど）
			中学校併設型小学校	中学校連携型小学校	小中連携小学校
			小学校併設型中学校	小学校連携型中学校	小中連携中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者		同一の設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年) (前期4年+中期3年+後期2年)	小学校6年、中学校3年		小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	・中学校区単位を母体とした現在の校区を活用して、帯広市小・中連携の体制を整備すること ・部分的な小・中の授業協力が校区の実態で行われている。	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>9年間の教育目標の設定</li> <li>9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>		・学校種毎の教育目標の設定		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○	×
	指導内容の入れ替え・移行	○	○	×	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		市町村教育委員会の規則等	
改築（新築）	新設校 補助金（負担金）1/2	施設は耐震化済みのため、構造上危険に該当せず補助対象外			
長寿命化		長寿命化改良 築40年以上 補助金（交付金）1/3（上限なし）			
大規模改造		大規模改造 築20年以上 補助金（交付金）1/3（上限2億円）			
統合の場合		長寿命化、大規模改造ともに 補助金（交付金）1/2			

※小中連携及び施設整備の項目は、帯広市の場合について記述です。

# 小規模特認校制度について

## 1. 制度の概要

農村地域の豊かな自然環境を生かした小規模校の特色ある教育活動を通して、「確かな学力の向上」「心身の健やかな成長」「豊かな人間性の育成」のため、特別に市街地校からの区域外通学を認める制度。

帯広市では、愛国小学校と清川小学校の2校を小規模特認校として指定している。

### 経過

- H15.12 制度の導入について検討開始
- H17.10 帯広市特認校制度実施要綱の策定  
**清川小学校**を指定
- H20.10 **愛国小学校**を指定

### 【対象児童】

- ① 市内に在住し、かつ市内小学校在学の児童
- ② 遠距離の通学となる特殊事情を考慮し、心身ともに健康であり、身体的状況や体力が特認入学に耐えられる児童

### 【就学期間】

原則卒業まで（最低1年以上）

### 【制度の周知】

リーフレット、広報おびひろ、市ホームページ、ポスター、OCTV、TVモニターなど

### 【入学要件】

- ① 遠距離通学が可能（自宅→学校までの通学時間は、おおむね60分以内）
- ② 通学は児童の保護者の責任の下に行い、その費用は保護者の負担とすること  
（大正地区スクールバス・あいのりバスの利用も可）
- ③ 登下校時における安全確保や学校外での生活指導等のほか、学校の諸行事やPTA活動等についても十分理解し、積極的に協力すること

### 【中学校への就学】

住民票の住所による通学区域の学校

## 2. 制度利用者の推移

（児童数は4月1日現在）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
清川小学校				2	2	1				2	2
愛国小学校				5	6	6	6	4			2

## 3. 小規模特認校の特色

### 【愛国小学校】

帯広駅から南に10km、市街地に近く、自然に恵まれた学校。農園活動を中心とした食育のほか、よさこいソーランを踊ったり一輪車に乗ったり、特色ある教育活動を行っています。



農園活動

### 【清川小学校】

木をふんだんに利用した温かみのある校舎と、地域と連携した教育活動が特色。自然や人々との触れ合いを大切にしたい。心豊かな子どもたちの育成に努めています。

中学校との連携も盛んです。



氷の彫刻

## 通学区域の変更経過(平成以降)

施行日	改正理由	改正内容(概要)	備考
平成2年4月1日	明和小学校開校	若葉小学校・広陽小学校の通学区域の一部を、明和小学校の通学区域へ変更	図1参照
平成3年4月1日	森の里小学校開校	開西小学校の通学区域の一部を、森の里小学校の通学区域へ変更	図2参照
平成4年4月1日	緑園中学校開校	帯広第二中学校の通学区域の一部を、緑園中学校の通学区域へ変更	図3参照
平成6年4月1日	学校規模の適正な維持を図るため (帯広市南部地区土地区画整理事業)	稲田小学校・南町中学校の通学区域の一部を、大空小学校・大空中学校の通学区域へ変更	図4参照
平成11年4月1日	つつじが丘小学校開校	開西小学校の通学区域の一部を、つつじヶ丘小学校の通学区域へ変更 帯広第二中学校の通学区域の一部を、緑園中学校の通学区域へ変更	図5参照
平成23年4月1日	帯広第三中学校、帯広第六中学校廃止、翔陽中学校新設	帯広第三中学校・帯広第六中学校の通学区域を、翔陽中学校の通学区域へ変更	図6参照
平成24年4月1日	豊成小学校移転	豊成小学校の通学区域の一部を、明星小学校の通学区域へ変更	図7参照

図1 明和小学校開校に伴う通学区域の変更

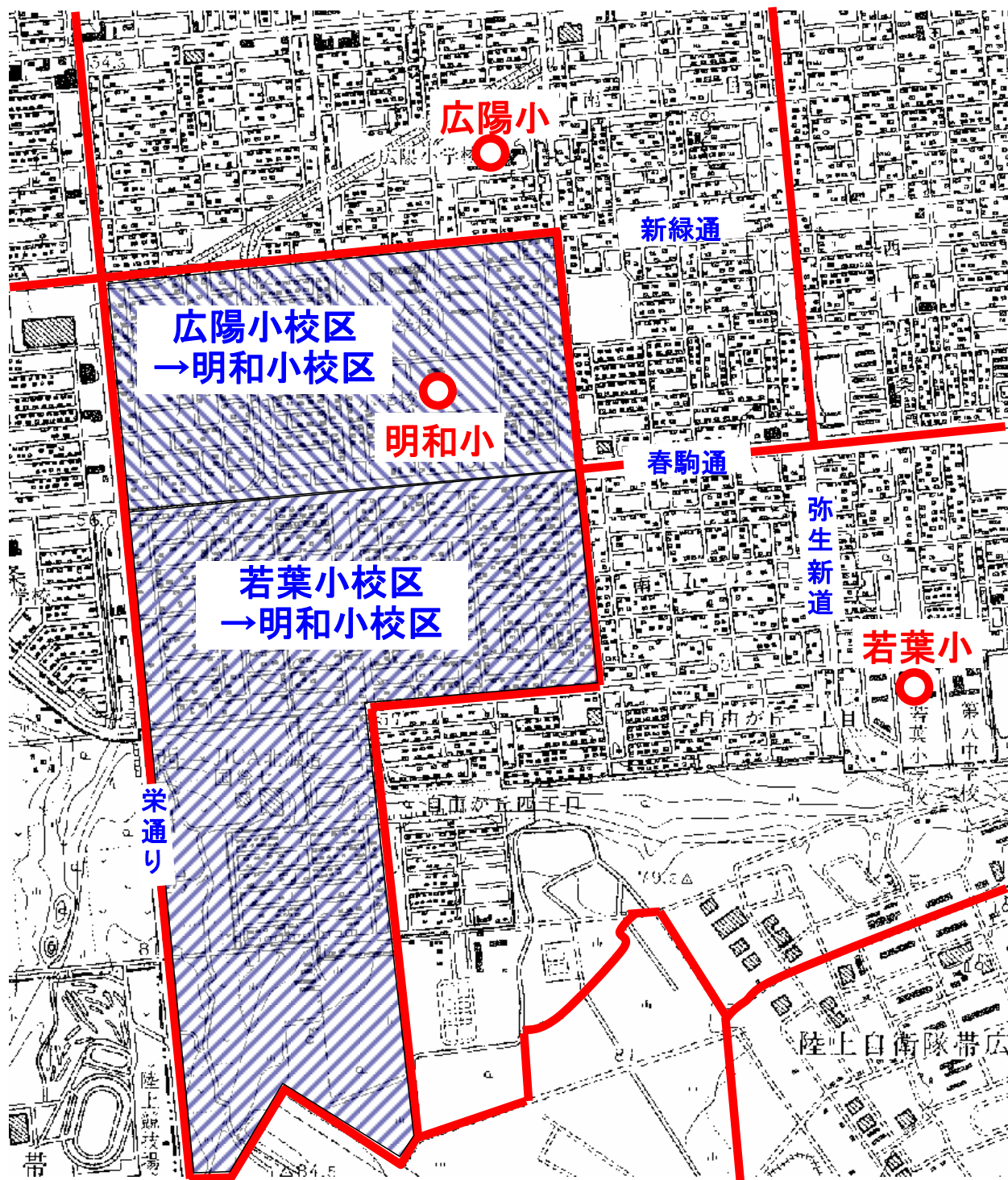




図2 森の里小学校開校に伴う通学区域の変更

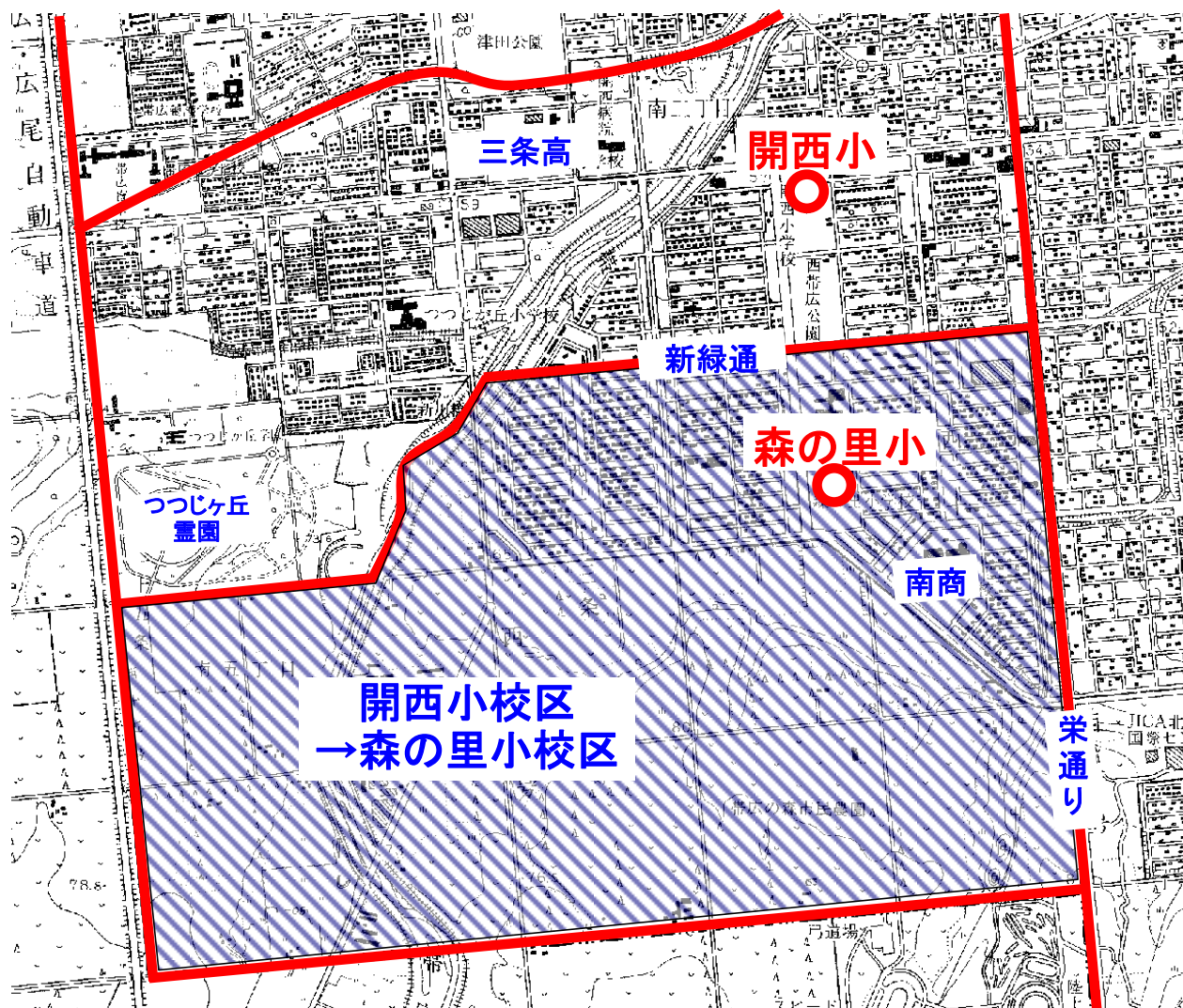


図3 緑園中学校開校に伴う通学区域の変更

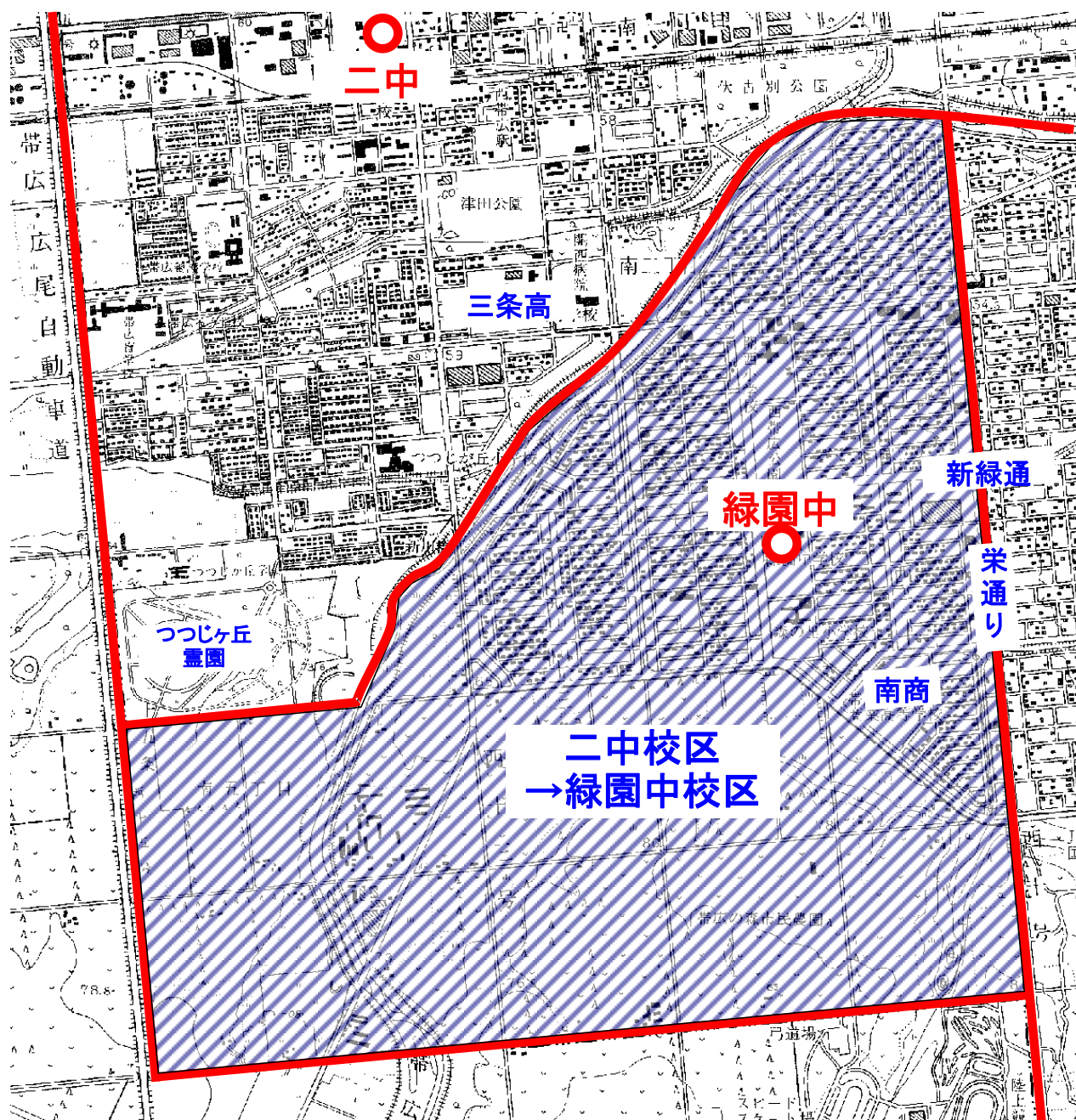


図4 学校規模の適正化に伴う通学区域の変更

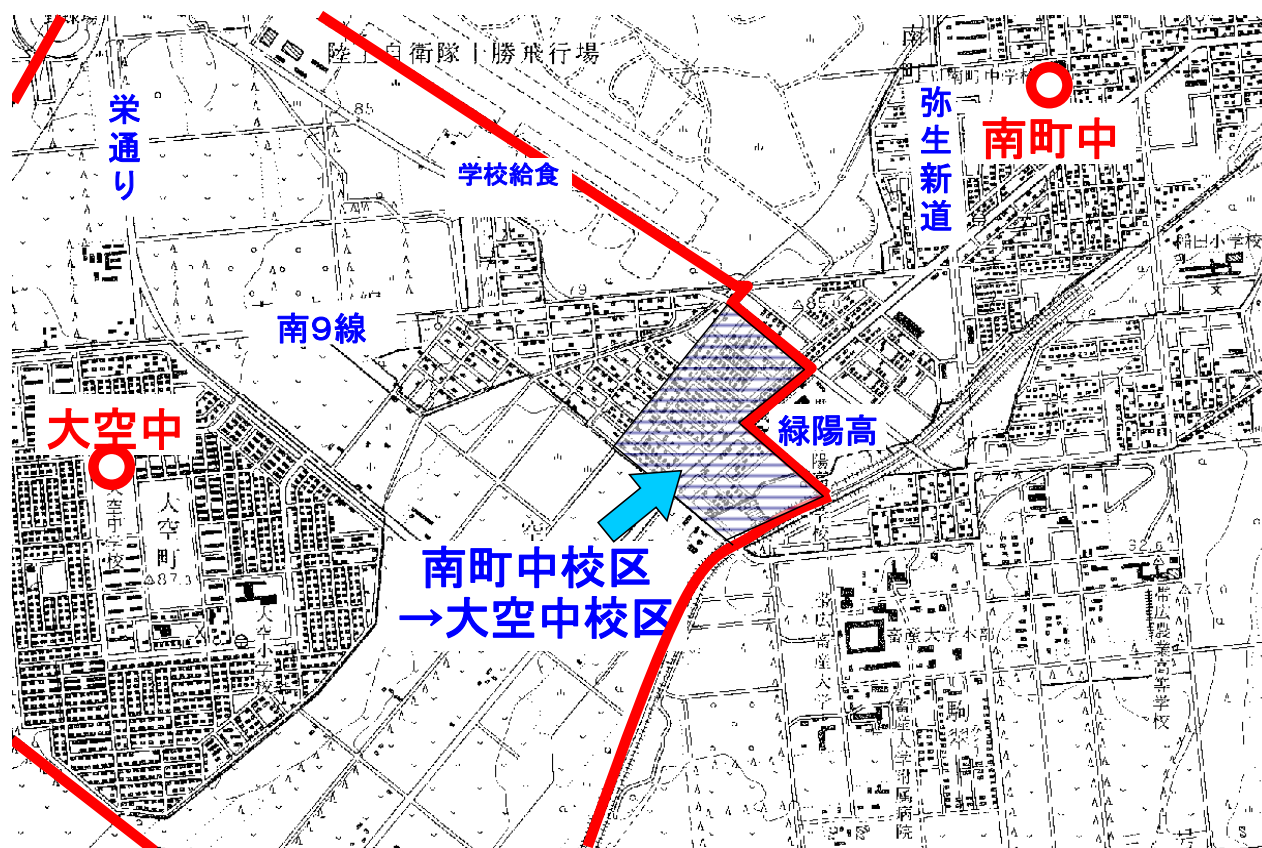
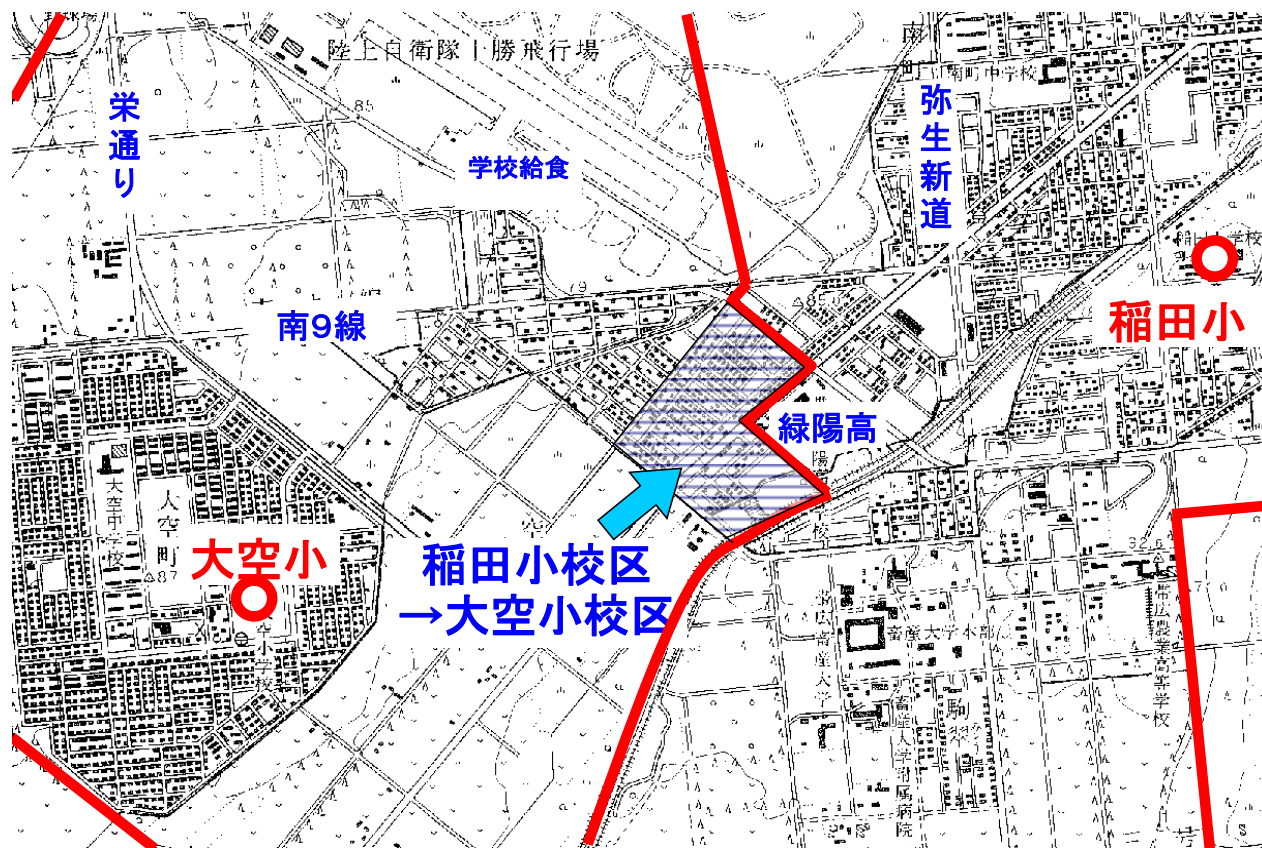




図5 つつじヶ丘小開校に伴う通学区域の変更

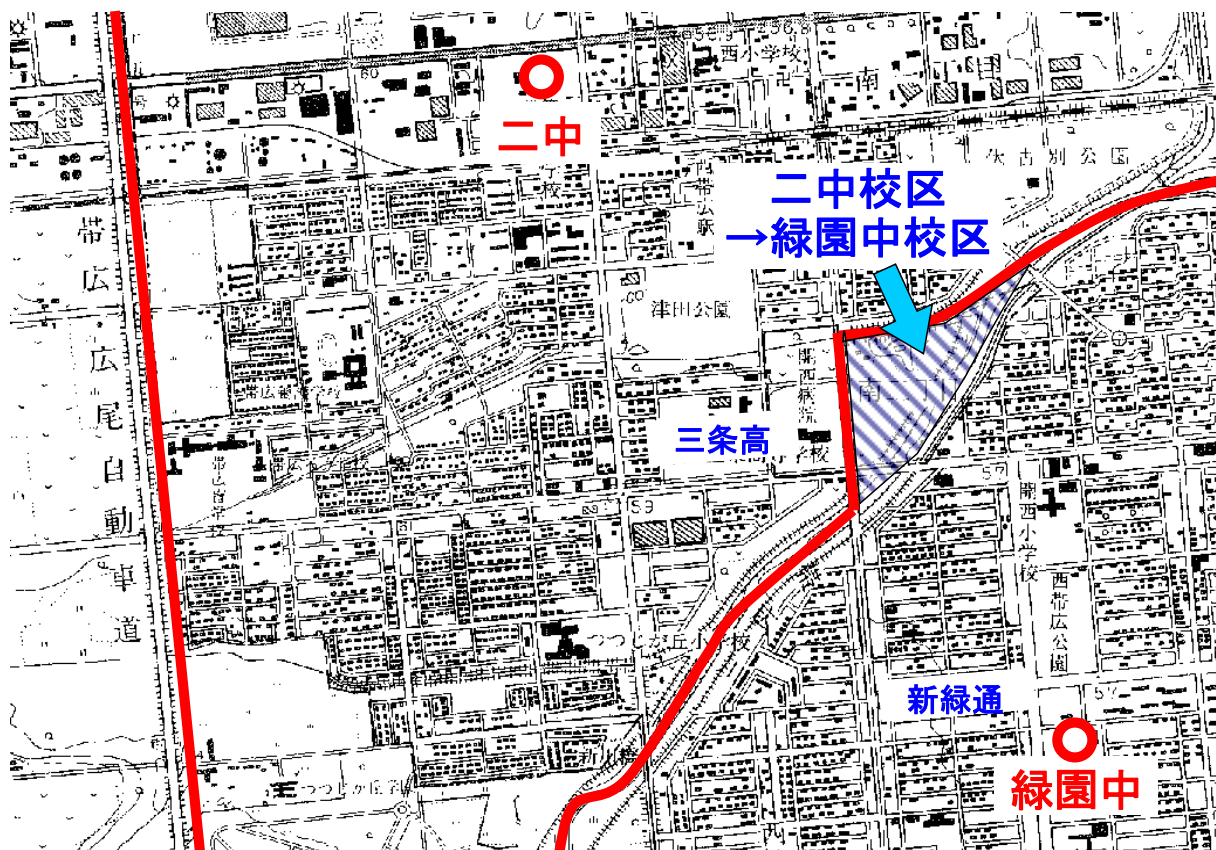
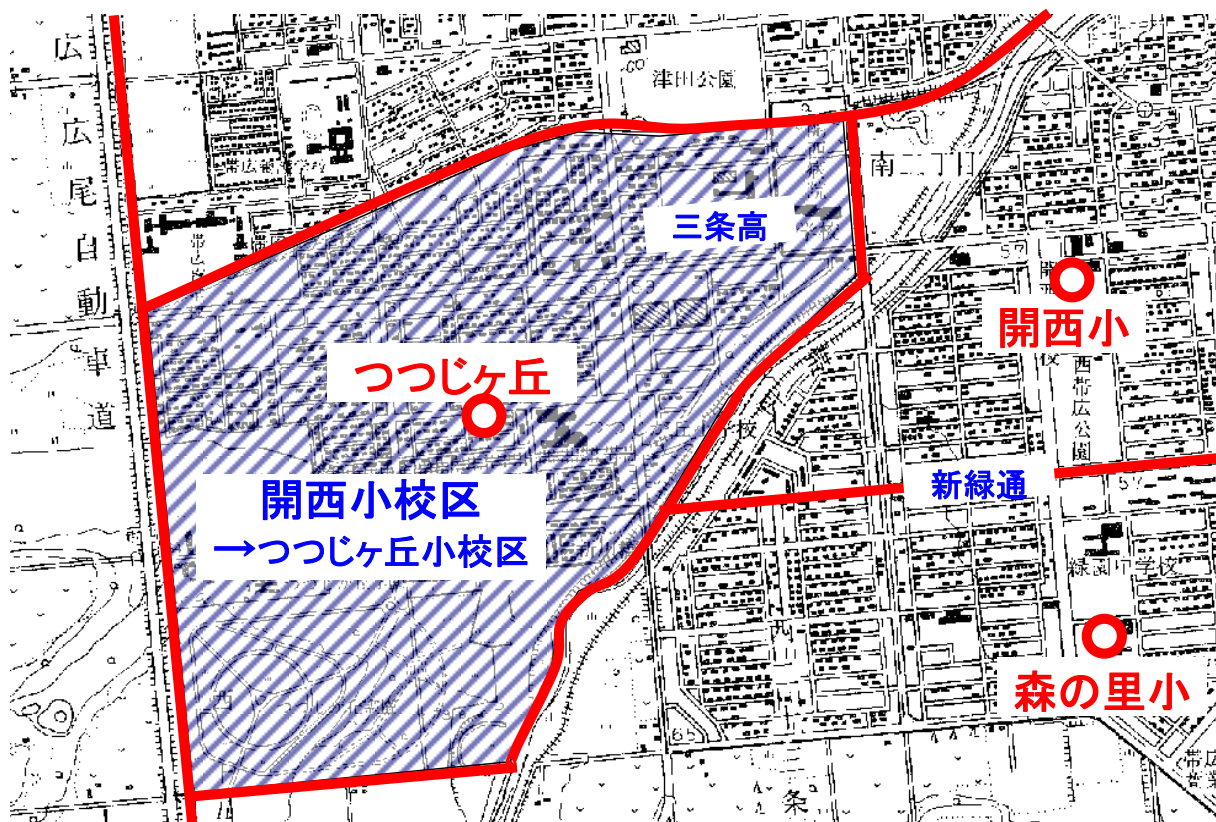




図6 翔陽中開校に伴う通学区域の変更

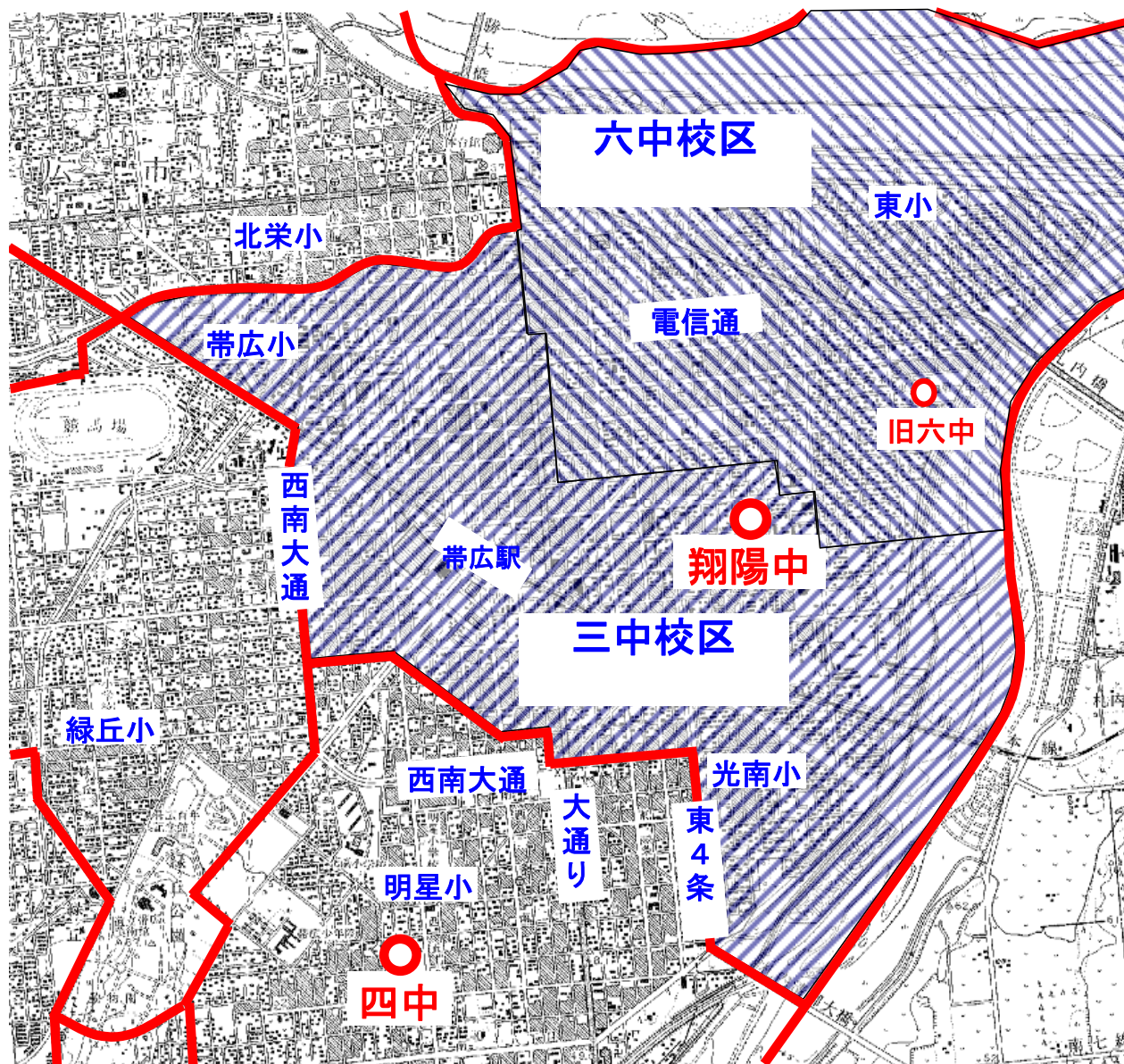


図7 豊成小学校移転に伴う通学区域の変更

